

## 横須賀市消防団消防施設整備費補助交付要綱

(総則)

第1条 本市消防団に対して交付する消防施設整備費補助の取扱いについては、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助)

第2条 市長は、消防団の用に供する施設を設置し、又は改修しようとする町内会長又は消防団後援会長（以下「町内会長等」という。）に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することができるものとする。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる消防施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 消防団車庫
- (2) 団員詰所及び付帯設備
- (3) 火の見やぐら
- (4) ホース干場
- (5) サイレン（自動車用を除く。）
- (6) その他市長が特に消防の用に必要と認める設備

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の消防施設に要する経費の5分の4以内の額とし、500万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(補助の要望)

第5条 補助金の交付を受けようとする町内会長等は、消防施設整備費補助金交付要望書（第1号様式）を9月末日までに市長に提出しなければならない。

(内定通知)

第6条 市長は、前条の規定により町内会長等から消防施設整備費補助金交付要望書の提出があったときは、これを査定し、補助金交付の内定について町内会長等に通知する。

(計画の変更)

第7条 町内会長等は、前条の規定により補助金交付の内定を受けた後において、計画を変更し、又は廃止しようとするときは、事業計画変更承認申請書（第2号様式）により市長の承認を受けなければならない。

(交付申請)

第8条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

(1) 工事見積書

(2) 工事設計図

(3) 建築確認申請書写し（新築の場合に限る。）

(4) 横須賀市景観条例（平成16年横須賀市条例第24号）第15条第1項の規定による指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言を受けたことを証する書類の写し

（実績報告書）

第9条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

(1) 工事完成写真

(2) 建築検査済証写し（新築の場合に限る。）

(3) 支払領収書の写し

（補助金の請求）

第10条 補助金は、前条の規定による検査の結果、相当と認めた後、町内会長等の請求に基づき交付する。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条）

年度消防施設整備費補助金交付要望書

年 月 日			
(あて先) 横須賀市長			
役職名 住 所 氏 名			
消 防 施 設 整 備 箇 所			
整 備 の 内 容			
総 工 事 費		要 望 額	

第 2 号様式（第 7 条）

事業計画変更承認申請書

年 月 日		
(あて先) 横須賀市長		
役職名 住 所 氏 名		印
年 月 日付け 第 号をもって交付を内定された 年度消防施設整備費補助金交付に係わる事業内容を変更したいので、次 の通り申請します。		
消 防 施 設 整 備 変 更 箇 所		
変 更 の 理 由		
変 更 後 の 総 工 事 費		変 更 後 の 要 望 額

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略できます。